

中小企業生産性向上設備投資補助金募集要項

(ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金に採択された企業への上乗せ補助金)

目的

我が国の中小企業が行う新しい生活様式に対応したビジネスへの転換等、前向きな設備投資を後押しするため、国の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(以下、ものづくり補助金)、「小規模事業者持続化補助金」(以下、持続化補助金)、IT導入補助金に採択された事業者の中で、その計画が特に優れていると当財団が認め選定したものに対して上乗せ補助を行います。

補助額の範囲

補助金確定通知書に記載の補助金額に10%を乗じた金額

上限：100万円、下限：10万円

申請受付期間

令和3年4月3日(月)～令和3年4月31日(水)

補助対象者、条件

以下の1～3全てを満たしていること。

1.日本国内に本社を有する「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する中小企業者、組合等の団体、NPO法人であること。

ただし、みなし大企業は除きます。

2.国内に補助事業の実施拠点を有すること。

3.ものづくり補助金、持続化補助金及びIT導入補助金に申請し、採択されていること。

申請方法

交付申請書一式(各1部)に、各種補助金の補助事業計画書一式、交付決定通知書のコピーと審査手数料及び申請チェックシートを添えて、以下の住所までご郵送ください。

【住所】

〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目2番15号2F

日本中小企業振興財団 生産性向上推進室

電話：03-6868-4497

受付時間：9時～17時

*なお、書類の持参・ご相談のために訪問されてもご対応いたしかねます。

*お問合せの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないよう、お願い申し上げます。

*新型コロナウイルス感染拡大によりテレワークを実施しておりますのでお電話でお問い合わせの際は折り返し対応をしています。

採択結果の通知

選定の結果採択された事業者には5月中旬を目処に交付決定通知書を発送します。

注意事項

・本補助事業の開始日と完了日は、各種補助金における事業開始日と完了日に合わせるものとします。

・補助事業の内容変更があった際には必ず、国からの変更承認書類のコピーをお送りください。

・本補助金は、給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。

・審査は非公開で行われ、審査の経過や結果等、審査（不採択の理由）に関する問い合わせには一切応じられません。

・実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなります。